

老朽建築物取壊し費助成制度 電子申請用提出書類一覧表

ご用意いただく書類		申請時	完了後
A 申請者の確認のために			
1	本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険証 等）	○	○
2	必要に応じて委任状 ※別途用紙	○	
3	助成対象者（建物所有者）の住民票の写し ※建物に共有者がいる場合、全員分が必要（コピー不可）	○	
4	建物の固定資産税評価証明書 ※コピー不可	○	
5	区市町村民税納税証明書（法人の場合は、法人税の納税証明書） ※申請者の納税証明書（直近のもの、コピー不可） 建物に共有者がいる場合、全員分が必要	○	
6	消費税関係書類 ※「消費税相当額助成の要否判定フロー」に従い必要な書類を添付する	○	
B 建物の除却に関するもの			
7	案内図 ※除却対象の所在地がわかるもの 住宅地図のコピーに印をつけたものなど	○	
8	敷地図、建物の平面図、間取り図 ※現地調査に使用するので寸法が入った間取り図が必要	○	
9	建物の外観写真（2方向程度）	○	
10	登記事項証明書 ※除却対象の建物について（コピー不可） 登記がない場合、申請書の特記事項欄に「建物登記なし」と記入し、 建築年月日が確認できる別の資料を添付する。	○	
11	建築確認申請書、確認済証、又は検査済証の写し ※除却対象の建物について（紛失の場合は、省略可）	○	
C 石綿分析調査及び除去に関するもの			
12	事前調査結果の報告書の写し、都道府県等への報告書の写し（※対象規模の場合）	○	
13	調査者の資格証の写し	○	
14	石綿分析調査結果証明書の写し ※分析調査を行った場合	▲	○
15	特定粉じん排出等作業計画書の写し ※石綿含有の場合	○	
16	特定粉じん排出等作業完了報告書の写し ※石綿含有の場合		○
D 敷地・土地所有者の確認			
17	敷地の登記事項証明書（コピー不可）	○	
E 工事費用を確認するために			
18	工事の見積書の写し 工事の内訳が分かるもの。石綿分析調査費、除去費についても同様。	○	
19	工事の契約書の写し 工事の内訳が分かるもの。石綿分析調査費、除去費についても同様。 申請時未契約の場合、完了時でも可 契約内容に変更があった場合、完了時に変更したものが必要	▲	○
F 工事完了を確認するために			
20	取壊し完了写真（除却前と同じ場所から2方向程度）		○
21	滅失登記完了証 ※建物登記がない場合は、滅失登記に必要な書類		○
22	工事の請求書の写し ※契約書と内容の一致が確認できるもの		○
23	工事の領収書の写し ※請求書と金額の一致が確認できるもの		○

▲印は、早めに準備できているときに、提出いただく時期を示しています。

申請内容の審査に当たり、上記以外の書類提出をお願いすることがあります。

提出者様へ特にお伝えすること

①提出後、書類の追加や訂正、また見積もり等の極めて詳細な内訳をお願いすることがあります。

②法人や個人事業者での申請の場合、消費税相当額が助成されないことがあります。

消費税相当額の補償については、法人税の確定申告書等を元に判断させていただきます。